

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間、静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 7 年 4 月 14 日

静岡市長 難 波 喬 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン蒲原

所在地 静岡市清水区蒲原字嘉右エ門堀322-11外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林 健太郎

（変更後）イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦 弘

3 変更の年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 届出年月日

令和 7 年 4 月 1 日